

## 別表十四（二）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、公益社団法人又は公益財団法人が令第73条の2第1項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「4」から「42」までの各欄は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度において令第73条の2第1項の規定の適用を受ける場合には、記載しません。
- 3 「公益目的事業に係る特定費用準備資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算」の各欄の記載については、次によります。
  - (1) 当該事業年度が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第87号）による改正前の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（4(1)において「旧公益認定法規則」といいます。）第18条第1項（特定費用準備資金）に規定する特定費用準備資金を積み立てることとされた期間（(2)において「特定費用準備資金積立期間」といいます。）の末日を含む事業年度である場合にあっては、  
「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$  28」の欄は、「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$  28」として記載します。
  - (2) 当該事業年度が特定費用準備資金積立期間の末日を含む事業年度後の事業年度である場合にあっては、「当期積立基準額の計算」の各欄及び「当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額30」の欄は、記載を要しません。
- 4 「公益資産取得資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算」の各欄の記載については、次によります。
  - (1) 当該事業年度が旧公益認定法規則第22条第3項第3号（遊休財産額）に掲げる資金を積み立てることとされた期間（(2)において「資産取得資金積立期間」といいます。）の末日を含む事業年度である場合にあっては、  
「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$  40」の欄は、「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$  40」として記載します。
  - (2) 当該事業年度が資産取得資金積立期間の末日を含む事業年度後の事業年度である場合にあっては、「当期積立基準額の計算」の各欄及び「当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額42」の欄は、記載を要しません。